

陳情	受理番号	98	受理年月日	令和4年11月29日	付託委員会	教育福祉
件名	学校教育現場における外部講師招聘のために必要な予算措置に関する陳情					

学校教育現場における外部講師招聘のために必要な予算措置の陳情書

第1 要望の趣旨

学校教育現場において、外部から専門家を講師として招聘して行う教育の重要性に鑑み、十分な予算措置を講じて頂きたい。

第2 陳情の理由

1 外部専門家講師活用の重要性について

学校教育の現場において、外部講師による授業は、専門的知識や技能を習得する機会となり、社会における様々な分野について、生徒の関心や意欲を喚起する効果も期待できます。また、近い将来社会に出ていく生徒に対するキャリア教育としての意義も非常に重要といえます。

もちろん、学校現場の教職員もそれぞれ専門性を身につけた教育指導のプロフェッショナルであり、学校における教育指導の主体はあくまでも教職員・教科担当者であります。しかし、専門的な知識や経験を必要とする内容を生徒に伝える場面では、外部専門家を積極的に活用することにより、教職員・教科担当者の負担が軽減され、本来の授業や生徒指導により一層専念することができるという側面もあります。

2 沖縄弁護士会の取組みと実績

当会では、これまで、様々な学校現場に会員弁護士を派遣する、いわゆる「出前授業」に取り組んできました。

例えば、当会では、実際に起こった事件を題材にするなどして、いじめが人権侵害であり、「絶対に許されないこと」、そして、いじめを予防するために生徒ひとりひとりが何ができるかを、一緒に考えて伝える「いじめ予防授業」を実施しております。いじめ予防事業は県内各地の小学校・中学校で行っておりますが、特に豊見城市とは協定を締結して、多数回のいじめ予防授業を行ってきた実績があります。

その他、当会では、憲法について話をする「憲法ゆんたく」、近い将来働くことになる高校生や大学生、専門学校生を主な対象とした「ワークルール」授業、消費者トラブル・被害に遭わないための「消費者出前講座」を実施しております。また、個人の尊厳の価値を学び、生きる力を育むことを目的とした法教育として、例えば、18歳選挙権の導入に伴う主権者教育や出前授業を学校で、長年実施しております。さらに、法律、条例等の社会のルールの成り立ちやその根底にある基本的な法概念を学ぶ法教育授業や模擬裁判や職業紹介を主な内容とする「ジュニアロースクール」を夏休みや春休みの長期休暇中に弁護士会館や裁判所等でこれまでも継続的に開催してきております。

3 予算措置の必要性

以上のとおり、当会においては、これまで生徒らに対して多数の課外授業等の取り組みを実施してきましたが、弁護士に限らず、外部からの専門家講師を招聘するためには、その費用負担が問題となることがあります。

すなわち、当会が派遣する会員弁護士を含めて、多くの専門家は、経済的利益を目的とすることなく、次世代育成に役立ちたいという使命感からボランティアとして外部講師を引き受けているものと思われます。しかしながら、授業をするためには授業時間のみならずその準備も含めて時間がかかるものであり、当該専門家の本来業務を圧迫する場合はあることは否定できません。

外部専門家がより積極的に学校現場へ赴き、次世代育成に携わっていくことができるようにするためには、そのための予算措置が必要不可欠といえます。

4 結論

以上の次第ですから、本陳情書と同様の内容を要望書の形で、昨年度、那覇市に対して要望いたしました。しかしながら、行政のみではかかる要望に対して具体的な予算措置を講じることには困難な面を多々あるかと考えます。つきましては、学校教育現場において外部から専門家を講師として招聘して行う教育の重要性に鑑み、那覇市議会においても、十分な予算措置を講じる旨の決議を行って頂きたいと陳情致します。

以 上